

資料編

目 次

A 条例等	
A-1 小林市防災会議条例	A-1
A-2 小林市災害対策本部条例	A-3
B 協定等	
B-1 宮崎県消防相互応援協定	B-1
B-2 宮崎県市町村防災相互応援協定	B-3
B-3 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航規程	B-5
B-4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	B-11
B-5 その他の広域応援協定	B-16
B-6 災害時協定締結状況一覧	B-35
C 防災組織等	
C-1 通常の災害時における動員計画	C-1
C-2 防災関係機関連絡窓口	C-2
D 通信・防災無線	
D-1 市防災行政無線（280MHz 同報系）の概要（基地局一覧表）	D-1
D-2 市防災行政無線（移動系）の概要	D-3
D-3 水防信号	D-5
E 災害危険箇所等	
E-1 水防区域	E-1
E-2 ため池一覧及び位置図	E-2
E-3 危険物施設一覧	E-5
E-4 液化石油ガス貯蔵所、充填所	E-6
E-5 火薬庫	E-6
E-6 土砂災害警戒・特別警戒区域（指定）	E-7
F 災害履歴	
F-1 既往災害の状況	F-1
F-2 宮崎県の被害地震	F-13
F-3 霧島山火山噴火の記録	F-14
G 避難施設・避難路	
G-1 指定避難所一覧	G-1
G-2 指定緊急避難場所一覧	G-2
G-3 応急仮設住宅建設予定地	G-3
G-4 指定福祉避難所一覧	G-4
G-5 指定避難路一覧	G-5
H 備蓄・救助・輸送等	
H-1 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	H-1
H-2 応急給水用機械器具の調達先・調達量	H-5
H-3 給水活動の応援要請先及び要請方法	H-5
H-4 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧	H-6
H-5 緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件	H-7
H-6 指定緊急輸送道路一覧	H-10
I 関係施設等の状況	
I-1 し尿処理施設	I-1

I-2	ごみ処理・粗大ごみ・不燃物処理施設	I-1
I-3	火葬場の所在・名称及び処理能力	I-1
I-4	病院等一覧	I-2
I-5	社会福祉施設一覧	I-3
I-6	小・中学校等一覧	I-7
I-7	文化財一覧	I-9
J 基準等		
J-1	災害救助法による事務手順一覧	J-1
J-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	J-4
J-3	被害状況判定基準	J-8
J-4	消防庁火災・災害等即報要領即報基準	J-10
J-5	消防庁火災・災害等即報要領直接即報基準	J-13
J-6	林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について（通知）	J-14
K 様式等		
K-1	被害概況即報（第4号様式（その1））	K-1
K-2	被害状況即報（第4号様式（その2））	K-2
K-3	緊急通行車両確認証明書	K-4
K-4	緊急輸送車両の標識及び標章	K-5
K-5	交通規制の標識	K-6
K-6	罹災証明書	K-7
K-7	自衛隊災害派遣要求様式	K-8
K-8	自衛隊災害派遣部隊の撤収要求様式	K-9
K-9	災害救助法様式	K-10

A 条例等

A-1 小林市防災会議条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 18 号

改正 平成24年12月20日条例第35号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、小林市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小林市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、36 人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の職員
 - (3) 宮崎県の職員
 - (4) 市教育委員会教育長
 - (5) 西諸広域行政事務組合消防長及び市消防団長
 - (6) 市の職員
 - (7) 関係指定公共機関又は関係指定地方公共機関の職員
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項

は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

A-2 小林市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、小林市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指定する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則(省略)

B 協定等

B-1 宮崎県消防相互応援協定

平成7年6月19日制定
改正 平成18年7月20日

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）は、消防の相互の応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において市町村単独では対応することのできない大規模・特殊災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援業務の範囲）

第2条 この協定における応援業務の範囲は、消防組織法第1条に規定する消防の任務とする。

（応援出動）

第3条 応援出動は、災害発生地市の市町村の長の要請に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、災害を覚知した市町村の長の判断により要請を待たずに応援出動することができるものとする。

（応援要請の方法）

第4条 応援の要請は、災害の発生した市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- (3) その他必要な事項

（応援人員の派遣）

第5条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村の長は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援隊」という。）を派遣しなければならない。なお、応援隊の派遣が困難な場合は、直ちに要請側の市町村の長に通報するものとする。

（応援の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、要請側の市町村の長又は消防長若しくは消防団長が行うものとする。
2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接応援隊の隊員に命令することができる。

（報告）

第7条 応援隊の長は、次に掲げるときは、第6条に規定する指揮者に報告しなければならない。

- (1) 応援隊が災害発生地に到着したとき
- (2) 応援隊が災害発生地から引揚げるとき

2 応援隊の長は、随時、指揮者に対し応援隊の活動状況について報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側市町村の負担とする。ただし、応援隊の故意又は過失によらない事故等が発生した場合、又は多額の費用を要した場合等は、要請側及び応援側市町村両者の協議による。

(補則)

第9条 この協定は、市町村の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村の消防長及び消防本部を置かない町村にあってはその長から委任を受けた者又は消防団長が協議の上別に定める。

附 則

1 この協定は、平成7年6月19日から効力を生じる。

2 宮崎縣市町村消防相互応援協定（昭和42年9月11日締結）は、廃棄する。

附 則（平成18年7月20日）

この協定は、平成18年7月20日から効力を生ずるものとする。

B-2 宮崎県市町村防災相互応援協定

平成8年8月29日制定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、法第2条第1号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第3条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第5条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

B-3 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航規程

平成 16 年 10 月 1 日

危機管理局

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 16 条第 4 項の規定により、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の運航に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の意義は、要綱に定めるもののほか、以下に掲げるとおりとする。

- (1) ヘリコプター動態管理システム 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年 9 月 24 日付け消防庁告示第 4 号）別表第一（第 9 条第 1 項関係）第 11 号に規定する基づく衛星通信を活用した防災救急ヘリコプターの動態を管理するシステム（機上装置及び地上端末を含む。）をいう。

(他の規定との関係)

第 3 条 運航については、要綱及び相互応援協定に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第 4 条 緊急運航は、原則として、次の要件をすべて満たす場合に行うことができるものとする。

- (1) 公共性 公共の安全を維持するため県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合等防災救急ヘリコプターを使用する以外に適切な手段方法がないこと。

(緊急運航の基準)

第 5 条 緊急運航は、前条に掲げる要件を原則としてすべて満たし、かつ、別紙「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準」（以下「緊急運航基準」という。）に該当する場合に行うことができるものとする。

(緊急運航の要請)

第 6 条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合その他相互応援協定を締結した団体（以下「要請する機関」という。）の長が運航責任者に対し行うものとする。

- 2 前項の規定により要請する機関から緊急運航の要請があった場合（その他相互応援協定を締結した団体を除く。）に、防災救急ヘリが運航できないときは、相互応援協定を締結した団体に対し緊急運航の応援要請を行うものとする。緊急運航の応援要請を行うにあたっては、消防活動現場までの距離及び天候、消防防災ヘリの性能、活動能力、資機材等を勘案して応援を要請する団体を決定する。

- 3 相互応援協定を締結した団体からの要請に基づき緊急運航をする場合及び相互応援協定を締結した団体に緊急運航要請をする場合は、運航責任者は事前に運航管理責任者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の要請は、緊急運航要請書（様式第1号）及び緊急運航応援要請書（相互協定様式第1号）により行うものとする。
- 5 要綱第17条に規定する関係機関の長からの要請又は指示で行う緊急運航については、関係機関の長の指示に従うものとする。ただし、要綱、この規程に定める安全運航に関する規定は除く。

(運航の決定)

第7条 運航責任者は、航空消防活動の内容及びその活動場所の状況、気象状況等を可能な限り詳細に収集・把握し、運航の可否を決定しなければならない。ただし、前条第3項に規定する場合は、事前に運航管理責任者の承認を受けること。

- 2 運航責任者は、出発を承認する場合は、運航指揮者に要請内容に対応するための必要な搭乗人員及び資機材等の運航体制を指示しなければならない。
- 3 運航責任者は、前条第1項に規定する運航の要請を受け運航の可否を決定したときは、要請する機関の長に運航の可否を通知しなければならない。（前条第3項に基づく運航の要請の場合は、防災救急ヘリコプター緊急運航応援出動書（相互応援協定様式第2号）による。）
- 4 運航指揮者は、第1項の指示を受けたときは、対応するために必要な運航体制を整えなければならない。
- 5 運航責任者は、第1項及び第2項の規定により防災救急ヘリが緊急運航をしたとき及び報告が必要と認める事項がある場合は、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(運航の条件)

第7条の2 運航責任者は、次の条件をすべて満たす場合に、防災救急ヘリを運航させることができる。

- (1) 予想される飛行経路が航空法施行規則（以下「施行規則」という。）第5条に定める有視界気象状態にあり、かつ、継続的に保たれる状態であること。ただし施行規則第198条の4（特別有視界飛行方式）に定める許可を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 別途定める「宮崎県防災救急ヘリコプター操縦士の乗務要件」を満たす操縦士が乗務すること。
- (3) 要綱、その他応援協定等に規定されている活動の範囲内であること。
- (4) 法その他関係法令に抵触するおそれがないこと。

(出発の承認)

第7条の3 機長は、防災救急ヘリを出発させるにあたっては、運航責任者の承認を受けるものとする。

- 2 機長は、法第73条の2に規定する出発前の確認のほか、運航指揮者による他の航空隊員等に対する当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等に係る説明が終了した後に、防災救急ヘリを出発させるものとする。

(運航中の安全対策及び中止の判断基準)

第7条の4 運航責任者は、防災救急ヘリの運航中はヘリコプター動態管理システム等による飛

行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び運航指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び運航指揮者に対し航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

- 2 機長及び運航指揮者は、防災救急ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災救急ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ安全管理に十分配慮し必要に応じて航空消防活動の中止の判断を行うものとする。

なお、運航指揮者は、法で定める機長及び副操縦士の飛行に関する可否について、その判断を妨げてはならない。

- 3 機長又は運航指揮者は、航空消防活動の中止の判断をしたときは、遅滞なくその旨を運航責任者に報告するものとする。
- 4 防災救急ヘリに搭乗している航空隊員等は、防災救急ヘリの運航中は、機外の監視を行うとともに、状況により機長及び運航指揮者に必要な報告及び注意を喚起する助言を行うものとする。

(航空消防活動類型ごとの活動について)

第7条の5 運航管理責任者は、山岳救助、水難救助等その他の特に安全の確保に配慮する必要があると認める航空消防活動の類型ごとに必要な事項について活動要領を定めるものとする。

(連絡及び体制)

第8条 運航責任者は、防災救急ヘリを運航し、又は運航しようとするときは、要請する機関（訓練の際には主として訓練を実施する機関等）と緊密な連絡を図るとともに、要請機関の指揮者等及び防災救急ヘリの運航指揮者に緊密な連絡を取らせるものとする。

- 2 要請する機関は、必要に応じ次の体制を整えるものとする。

- (1) 飛行場外離着陸場の確保（散水等必要な措置を含む。）及び安全対策（訓練にあつてはすべての実施場所）
- (2) 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火のための給水場所の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第9条 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ、要請する機関に対して当該災害等の状況について報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年7月10日から施行する。

この規程は、令和2年8月10日から施行する。（名称を緊急運航要領から運航規程に変更する。）

この規程は、令和3年8月5日から施行する。

(別紙)

《 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準 》

1 この緊急運航基準は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程第5条に必要な事項を定めることを目的とするものとする。

2 救急活動

(1) 事故又は急病等による搬送

事故又は急病等に起因して重症が疑われ、又は山間部、離島等から緊急に傷病者の搬送を行う必要があると認められる場合で、別に定める「宮崎県防災救急ヘリコプター救急活動出動基準」に該当するとき。

(2) 高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、原則として医師が搭乗できるとき。

(3) 傷病発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

緊急に救命医療行為を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められるとき（ホイスト装置を使用した医師の現場投入は別に定めるところによるものとする。）。

(4) 移植のための臓器等の搬送

移植医療を行うため、臓器や担当医師又は医療機材等を緊急に搬送する必要があると認められる場合。

(5) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる救急活動が有効と認められるとき。

3 救助活動

(1) 河川・海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故、山岳遭難事故等において、防災救急ヘリによる対応がより有効と認められるとき。

(2) 中高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められるとき。

(3) 陸上から接近できない被害者等の救出

大雨による山崩れ等により道路が寸断された場合など陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められるとき。

(4) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる救助活動が有効と認められるとき。

4 災害応急活動

(1) 被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模な交通事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査又は情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められるとき。

(2) 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、医療その他の生活必需品、復旧

資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められるとき。

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき。

(4) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる災害応急活動が有効と認められるとき。

5 火災防衛活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

防災救急ヘリコプターによる空中からの消火がより効果的であると認められるとき。

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査又は情報収集活動を行う必要があると認められるとき。

(3) 広報活動

住民への避難誘導等広報活動が必要と認められるとき。

(4) 資機材や要員の搬送

交通遠隔地等において効果的な消火活動を行うため、消火資機材又は消火要員の搬送が必要であると認められるとき。

(5) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる火災防衛活動が有効と認められるとき。

6 広域航空消防防災応援活動等

(1) 消防組織法第44条第1項に基づき、消防庁長官から消防の応援等のため都道府県知事に対して必要な措置をとること求められたとき。

(2) 消防組織法第44条第5項に基づき、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動のため都道府県知事に対して必要な措置をとることを指示されたとき。

(3) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号）6（3）に基づき消防庁長官から応援要請が行われたとき。

(4) 九州・山口9県の相互応援協定（平成29年10月31日締結）第6条に基づき九州・山口9県被災地支援対策本部長等から応援要請が行われたとき。

(5) 熊本県、大分県、鹿児島県、長崎県及び宮崎県における防災消防ヘリコプター相互応援協定（平成31年3月18日締結）第2条に基づき応援要請（支援要請を含む）があった場合。

様式第1号（第6条関係）

緊急運航要請書

No. 1

1 要請機関名	(発信者)
2 要請日時	年 月 日(曜日) 時 分
3 要請目的	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急 (4)火災防御 (5)広域航空消防防災応援 (6)その他
4 要請内容	(1) 救急搬送 (2) 転院搬送 (3) 捜索 (4) 救助 (5) 物資搬送 (6) 人員搬送 (7) 空中消火 (8) その他 :
5 発生場所	市・町・村 (目標) (離着陸場所)
6 発生日時	年 月 日(曜日) 時 分ごろ
7 概 要
8 必要機材等	
9 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 km 雲高 m 警報及び注意報
10 現場指揮官	所属 職 氏名
11 現場との 連絡手段	無線種別 携帯 TEL
12 他の航空機の活動要請	(有・無) (機関名) (機数)
13 その他必要な事項	
14 地図(目標)等	

15 傷病者搬送の場合

① 搬送要請病院名		診療科		主治医	
② 傷病者	(ふりがな) 氏名	性別		男・女	生年月日 年 月 日
	傷病名	年齢 歳			
	職業				
③ 世帯主住所氏名					
④ 発病（負傷）の原因、経過等					
⑤ 救急車の手配		要請側			受入側
⑥ 受入病院名等		診療科		担当医	
⑦ 空輸区間		要請側着陸地		受入側着陸地	
⑧ 搭載機材等					
⑨ 搭乗者	医師	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
		病院名		年齢	歳
	看護師	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
		病院名		年齢	歳
	付添人	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
		住所		年齢	歳
	付添人	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
		住所		年齢	歳
⑩ 処理経過		要請日時 年 月 日 ~ 撤収日時 年 月 日			
⑪ 適要					

防災救急航空センター長 殿

年 月 日

上記のとおり要請します。

要請機関の名称

代表者氏名

印

B-4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

最終改正 令和2年 7月17日 消防広第190号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地¹の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地¹の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

① 応援側市町村

② 要請者・要請日時

③ 災害の発生日時・場所・概要

④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

① 必要とする応援の具体的内容

② 応援活動に必要な資機材等

③ 離発着可能な場所及び給油体制

④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法

- ⑤離発着場における資機材の準備状況
- ⑥現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧気象の状況
- ⑨ヘリの誘導方法
- ⑩要請側消防本部の連絡先
- ⑪その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは、「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合は、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を通知するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続によるいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の

長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときには、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

1.1 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

1.2 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

1.3 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。

1.4 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官に届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

1.5 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）

の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

①保有ヘリの性能及び活動能力

②特別救助隊等の隊員数

③特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

①保有ヘリの性能及び活動能力

②当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

1.6 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

1.7 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。

(3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

1.8 要請側市町村及び応援側市町村等は、広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

1.9 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

B-5 その他の広域応援協定

(1) 市町村合併に伴う宮崎県小林市・えびの市・西諸広域行政事務組合と熊本県球磨郡多良木町・あさぎり町・上球磨消防組合との消防及び救急業務相互応援協定

市町村合併に伴う宮崎県小林市・えびの市・西諸広域行政事務組合と熊本県球磨郡多良木町・あさぎり町・上球磨消防組合との消防及び救急業務相互応援協定書の一部を変更する協定書

(協定の目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に規定する消防の相互応援に関し、宮崎県小林市・宮崎県えびの市及び西諸広域行政事務組合と熊本県球磨郡多良木町・熊本県球磨郡あさぎり町・上球磨消防組合（以下「当事者」という。）は、火災、水災又は救急並びにその他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため、次の条項によりこの協定を締結する。

(応援を行う場合)

第2条 応援は、火災、水災又は救急及びその他の災害（以下「火災等」という。）が発生した場合に行うものとする。

(応援力)

第3条 この協定により応援出動する消防隊（以下「応援隊」という。）は、原則として応援隊が属する市町及び西諸広域行政事務組合、上球磨消防組合（以下「市町」という。）が所有する全消防力の3分の1以内を限度とする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の2種類とする。

(1) 特別応援

火災等が発生し、特に応援を必要とする場合に、受援側市町長及び西諸広域行政事務組合の長、上球磨消防組合の長（以下、「市町長」という。）の要請、若しくは応援側市町長の命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援

ア 近隣地域に発生した火災等を覚知した場合及び隣接境界附近にて発生場所が明確でないときは、別命なく応援出動するものをいう。

イ 普通応援に該当する区域における火災等を覚知した当事者は、直ちに相手方に通報するものとする。

(出動の方法)

第5条 普通応援の出動は、近隣地域の消防機関とし、特別応援の出動は、火災等の状況により、受援側市町長の要請若しくは応援側市町長の命令により決定する。

(応援の認定)

第6条 応援の要請のあった場合には、応援側の認定により応援するものとする。

2 前条の場合において、火災等の規模等により、特別の措置が必要と認められるときは、関係

市町長は、第3条の規定にかかわらず応援側が属する市町が所有する全消防力の3分の2までの応援を要請若しくは命令することができる。

(応援要請の手続き等)

第7条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話又は電信等により要請し、事後において速やかに応援出動要請書(様式第1号)を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要する人員、機械器具等の数量
- (3) 応援場所
- (4) その他必要事項

2 前項の規定により応援出動したときは、応援出動通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援の指揮は、受援地の現場最高責任者が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- (1) 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は応援隊員の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者の相互協議とする。
- (2) 消火薬剤、応援が長時間にわたったときの応援隊の燃料費及び食糧費は、原則として受援側の負担とする。
- (3) 応援出動燃料、応援出動手当及び被服の損料等は、応援側の負担とする。
- (4) その他の経費の負担等

ア 出動中に家屋等を損壊した場合

- (ア) 応援消防隊が所属する市町管内の家屋等を損壊したとき、これに要する補修費は、応援側市町の負担とする。
- (イ) 応援消防隊が受援側市町管内の家屋等を損壊したとき、これに要する補修費は受援側市町の負担とする。
- (ウ) 前(ア)(イ)にかかる経費の負担について、交通事故によるもので、車両保険又は車両共済により負担することを得るものについては、当該保険又は共済をもって負担し、なお、負担すべき経費があればその負担区分は、(ア)(イ)に従うものとする。

イ 応援消防隊が出動中に一般人を死傷させた場合は、当事者において協議のうち

これに要する経費を負担し、事故発生場所が受援地側市町管内のときは、受援地側市町はその折衝にあたり、これが解決を極力促進するものとする。

ウ 応援消防隊が出動中に家屋等を損壊した場合又は一般人を死傷させたときの状況が第三者の関係した場合は、第三者を交えたうえ決定し、なお、負担すべき経費があれば、ア、

イに従うものとする。

エ 前各号以外の費用に関しては、関係当事者において、その都度協議のうえ決定するものとする。

(資料の交換)

第 11 条 当事者は、毎年 4 月 1 日現在の消防力に関する資料を相互に交換するものとする。

2 当該消防力に著しい変動を生じたときは、その都度相手方に通知するものとする。

(雑則)

第 12 条 この協定に定めのない事項、その他この協定の実施に関し必要な事項は、当事者が協議のうえ定めるものとする。

(施行)

第 13 条 この協定は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

〇〇〇第 号
年 月 日

殿

印

応 援 出 動 要 請 書

消防及び救急業務相互応援協定に基づき、下記のとおり応援出動を要請します。

記

1 電話又は電信等に より要請した月日等	年 月 日 時 分	
	発信者職氏名	
2 被害の状況		
3 応援を要する人員 機械器具の数量		
4 応援場所		
5 その他必要事項		

様式第2号（第7条関係）

〇〇〇第 号
年 月 日

殿

印

応 援 出 動 通 知 書

消防及び救急業務相互応援協定に基づき、下記のとおり応援出動を
要請します。

記

1 応援出動区分			
2 覚地方法			
3 出動日時	出動	年 月 日	時 分
	帰署	年 月 日	時 分
4 出動場所			
5 出動部隊			
6 活動状況			
7 事故の有無状況			
8 その他参考事項			

(2) 環霧島会議防災相互応援協定

環霧島会議防災相互応援協定書

この協定は、環霧島会議を構成する市町（以下「構成市町」という。）において大規模な災害が発生し、被災した構成市町の単独では、十分な応急対策及び復旧等が実施できないときに、円滑に構成市町間の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

（災害応援市町）

第1条 災害応援市町は、構成市町とする。

（連絡窓口）

第2条 構成市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め（別表）、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

2 構成市町の消防本部においては、構成市町に係る広域行政事務組合消防本部を加えた連絡調整会議を設置することができる。

（応援項目）

第3条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害救援、復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 災害救援、復旧等に必要な車両及び資機材の提供
- (3) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (4) 避難施設及び収容施設並びに住宅の提供
- (5) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (6) 遺体の火葬のための施設の提供
- (7) ごみ及びし尿の処理のための設備及び施設の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) 前各号に掲げるもののほか応援のために必要な事項

（応援要請）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援の要請を行い、その後において速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された市町は、あらゆる手段を講じ、被災市町の応援に努

めるものとする。

- 2 被災市町以外の構成市町の長は、被害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町が前条に定める応援要請ができないと判断したときは、それぞれの県の担当課と協議の上、被災市町からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

- 第6条 応援を行うために派遣された市町の職員（以下「派遣職員」という。）は、被災市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

- 第7条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(災害補償等)

- 第8条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、当該被災市町への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市町がその賠償の責めを負う。

(平常時の任務)

- 第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、構成市町は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

- 2 前項の規定による応援能力等を相互に把握するため、年1回以上、構成市町による連絡会を開催して、応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

- 第10条 この協定は、構成市町が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(補則)

- 第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、環霧島会議で協議の上定めるものとする。

(効力の発生の時期)

- 第12条 この協定は、平成21年5月19日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(3) 防災行政無線通信施設の管理及び運用に関する協定

防災行政無線通信施設の管理及び運用に関する協定書

小林市（以下「甲」という。）と西諸広域行政事務組合（以下「乙」という。）は、防災行政無線通信施設（以下「通信施設」という。）の管理及び運用について次のとおり協定を締結する。

（通信施設の設置）

第1条 通信施設は、次の場所に設置する。

- ① 親局 小林市役所野尻庁舎 小林市野尻町東麓 1183 番地 2
- ② 子局 西諸広域行政事務組合中央消防署野尻分遣所 小林市野尻町東麓 1147 番地
- ③ 遠隔制御装置 西諸広域行政事務組合消防本部 小林市真方 493 番地

（業務）

第2条 乙は、小林市地域防災計画に基づく防災行政事務の用に供するため、通信施設に係る次の業務を主体となって行うものとする。

- ① 非常災害及び気象予報等の緊急通報を必要とする事項
- ② その他消防、防災対策上必要とする事項

（確認）

第3条 前条の業務の運用に際しては、甲と乙は次の事項を確認する。

- ① 住民への情報提供は、甲が行うものとする。ただし甲が情報提供できない場合は、乙が情報提供するものとする。
- ② 乙の通信施設の運用は、電波法（昭和25年法律131号）第40条第1項に規定する第2級陸上特殊無線技士以上の資格を有するものが行うものとする。
- ③ 乙は、通信施設を適正に管理するものとする。

（経費）

第4条 通信施設の定期的な検査及び保守点検に要する経費並びに通信施設の故障の修復等、維持管理及び運用に関する経費は、甲の負担とする。ただし、第1条第3号の遠隔制御装置に関する経費については乙の負担とする。

（変更）

第5条 甲が通信施設又はこれに附帯する装置等を変更し、若しくは創設しようとするときは、あらかじめ甲乙と協議の上その承諾を得なければならない。また、乙が変更するときも同様とする。

（協議）

第6条 この協定について、疑義が生じたとき又は、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

(効力)

第7条 この協定書は、無線局免許状の交付の日から効力を有する。

この協定書の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年/月27日

甲 小林市細野300番地
小林市

小林市副市長 西川 和孝



乙 西諸広域行政事務組合
理事会代表理事 肥後 正弘



(4) 小林市における大規模な災害時の応援に関する協定

小林市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と小林市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 小林市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と小林市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を小林市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、小林市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局宮崎河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた小林市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 小林市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として小林市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課及び宮崎河川国道事務所と小林市総務部総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、小林市においては総務部総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年9月15日から適用する。

平成23年9月15日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

中 嶋 章



宮崎県小林市細野300番地

小 林 市 長

肥 後 正



(5) 大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定

大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定書

宮崎県(以下「甲」という。)と小林市(以下「乙」という。)は、他県等への応援要請が必要となる大規模災害発生時に、県内の被災地における救命・救助・消火・医療救護活動を迅速に行うとともに、その後の復旧活動等を行うため、自衛隊、警察、消防、DMA T等の広域支援部隊が迅速に参集する活動の拠点を確保するため、次のとおり協定書を取り交わす。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を甲が専用する場合に必要な事項を定めるものとする。

(専用施設)

第2条 この協定において、専用する施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

(1) 小林総合運動公園(所在地:小林市南西方2085)

(要請)

第3条 大規模災害時において、甲から乙に対して要請した上で、施設を専用できる。

(専用条件)

第4条 甲が乙の施設を専用する場合の使用料(施設によっては利用料金という。)は、原則免除とする。ただし、施設を専用する期間の経費(電気料、水道料等)については、甲の負担とする。

2 甲が、施設の専用を終える場合においては、甲の責任により原状回復を行うものとする。

(連絡体制等)

第5条 この協定の円滑な実施のため、甲及び乙は危機管理部局の連絡先を様式第1号により相互に交換するものとする。

2 乙は、施設の現況等を変更する場合は、甲にあらかじめ様式第2号により通知するものとする。

(平常時からの連携)

第6条 甲及び乙は、平常時より、この協定に基づく大規模災害の災害対策を円滑に実施するため、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日からさらに1年間有効とし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

第9条 この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 2月8日

甲 宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣



乙 小 林 市 長 肥 後 正 弘



(6) 災害時等の相互応援に関する協定(人吉市)

災害時等の相互応援に関する協定書

宮崎県小林市（以下「甲」という。）と熊本県人吉市（以下「乙」という。）は、災害時等における甲と乙の相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、甲又は乙の地域において、法第2条第1号の災害又は甲若しくは乙が援助を必要とする災害が発生したとき、応急措置等のための応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供又は斡旋
- （7）救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （8）ボランティアの斡旋
- （9）被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- （10）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話、電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式1）を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規模及び数量等
- （3）前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第6号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （5）前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- （6）前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （7）応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるよう、救援に努めるものとする。

2 甲及び乙が応援を行おうとするときは、応援を受けようとする市（以下「被災市」という。）から応援の要請がない場合にあっても、被災市と連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第6条 第2条第7号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれの賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

(7) 西諸地域水道事業者災害時総合応援に関する協定(えびの市・高原町)

西諸地域水道事業者災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定及び宮崎縣市町村防災相互応援協定（平成8年8月29日締結）の趣旨に基づき、小林市・えびの市・高原町の西諸地域の水道法第6条による事業認可を受けた水道事業者（以下「市町水道事業者」という。）の水道施設において、災害が発生し、当該被災市町独自では、飲料水の供給が困難な場合に、円滑に市町相互間の応援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、法第2条第1号に規定する災害及び濁水等による被害をいう。

(連絡担当課)

第3条 市町水道事業者は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を行う連絡担当課を定めるものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 応援給水の実施
- (3) 応援復旧の実施
- (4) 県、日本水道協会宮崎県支部等の関係機関との連絡調整
- (5) 給水に係る衛生措置の確保
- (6) その他飲料水の提供に関し必要な事項

(応援要請等)

第5条 被災市町水道事業者が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援の期間

(4) その他必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された市町水道事業者は、あらゆる手段を講じて、これに応じ救援に努めるものとする。

2 市町水道事業者は、特に、緊急を要し、被災市町水道事業者が前条に定める要請ができないと判断される場合は、県水道主管課と連絡調整の上、同条の要請を待たないで、応援給水等を行うことができるものとする。この場合においては、同条の要請があったものとみなす。

3 応援を行う市町水道事業者は、応援を要請した市町水道事業者の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた市町水道事業者の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(応援資機材等の把握)

第8条 市町水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握しておくものとする。

- (1) 水道主管課の責任者及び副責任者
- (2) 災害時応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 災害発生直後に応援に従事できる職員数

(応援給水・復旧体制の整備)

第9条 市町水道事業者は、被災時に被災状況に応じた相互応援の円滑な実施を行うために、次の事項等を定めた応急給水・復旧基本計画（以下、「基本計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 指揮命令系統の整備
- (2) 応急復旧期間
- (3) 応急給水目標水量
- (4) 応急供給拠点の設定
- (5) 応急給水拠点の設定
- (6) 応急資機材等の確保

- (7) 応急資機材の受入・配送拠点の整備
- (8) 応援受入拠点の整備
- (9) 優先的給水が必要な重要施設の把握
- (10) 水質管理の適正実施
- (11) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 市町水道事業者は、地域防災計画の見直しその他の事由により、基本計画の内容に変更を生じた場合は、速やかに変更等を行うものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年9月29日

小林市長（水道事業者） 肥 後 正 弘

えびの市長（水道事業者） 村 岡 隆 明

高原町長（水道事業者） 日 高 光 浩

(8) 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書

平成 10 年 7 月 24 日制定

水道法第 6 条の事業認可を受けた水道事業者のうち、地方公共団体（地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合を含む。）の水道事業者（以下「市町村水道事業者」という。）は、市町村水道事業者が管理する水道施設において災害が発生した際、「宮崎縣市町村防災相互応援協定」（平成 8 年 8 月 29 日締結）に基づく「飲料水の提供」の相互応援について、この覚書を締結する。

(用語)

第 1 条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害及び渇水等による被害をいう。

(連絡担当課)

第 2 条 市町村水道事業者は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を行う連絡担当課を定めるものとする。

(応援の内容)

第 3 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 応援給水の実施
- (3) 応急復旧の実施
- (4) 県、日本水道協会宮崎県支部等の関係機関との連絡調整
- (5) 給水に係る衛生措置の確保
- (6) その他飲料水の提供に関し必要な事項

(応援要請等)

第 4 条 被災した市町村水道事業者が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援の期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第 5 条 応援を要請された市町村水道事業者は、あらゆる手段を講じて、これに応じ救援に努めるものとする。

2 市町村水道事業者は、特に緊急を要し、被災市町村水道事業者が前条に定める要請ができないと判断される場合は、県水道主管課と連絡調整の上、同条の要請を待たないで、応援給水等を行うことができる。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

3 応援を行う市町村水道事業者は、応援を要請した市町村水道事業者等の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村水道事業者の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(応援資機材等の把握)

第7条 市町村水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握しておくものとする。

- (1) 連絡担当課の責任者及び副責任者
- (2) 災害時応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 災害発生直後に応援に従事できる職員数

(応急給水・復旧体制の整備)

第8条 市町村水道事業者は、被災時に被災状況に応じた相互応援の円滑な実施を行うために、次の事項等を定めた応急給水・復旧基本計画（以下、「基本計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 指揮命令系統の整備
- (2) 応急復旧期間
- (3) 応急給水目標水量
- (4) 応急供給拠点の設定
- (5) 応急給水拠点の設定
- (6) 応急資機材等の確保
- (7) 応急資機材の受入・配送拠点の整備
- (8) 応援受入拠点の整備
- (9) 優先的給水が必要な重要施設の把握
- (10) 水質管理の適正実施
- (11) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 市町村水道事業者は、地域防災計画の見直しその他の事由により、基本計画の内容に変更を生じた場合は、速やかに変更等を行うものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この覚書は平成10年8月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書45通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

B-6 災害時協定締結状況一覧

令和5年10月1日現在

締結月日	締結先	協定名	内 容
H18.5.31	熊本市南高江3丁目5番1号 南九州コカコーラボトリング	災害時における救援物資提供に関する協定	地域貢献型自販機の在庫の無償提供、飲料水の優先的な安定供給
H20.6.10	小林市真方 557 番地 13 小林地区管工事協同組合	災害時における水道の応急復旧に関する協定	災害により水道施設に被害が発生した場合、早期の応急復旧活動を行う。(上下水道課)
H22.9.1	小林市細野 482 番地 小林地区建設業協会	災害時における応急対策業務等に関する基本協定	災害時における応急対策業務(被害情報の収集・応急復旧・建設資機材の調達)
H22.9.1	小林市細野 1321 番地 (社)宮崎県エルピーガス協会 小林支部	災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定	災害時における資材及び器具、炊き出しや暖房を確保するためのLPガスの供給
H22.12.15	小林市細野 1157 番地 10 十五日会	災害時における応急対策業務等に関する協定	災害時における応急対策業務(被害情報の収集・応急復旧・建設資機材の調達)
H20.2.18	小林市堤 2977 番地 119 西諸地区生コンクリート事業協同組合	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	災害応急対策に必要な用水の確保
H24.3.30	小林市細野 1783 番地 小林市養護老人ホーム 慈敬園	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時における福祉避難所(福祉課) 慈敬園
H23.12.28	社団法人 西諸医師会	災害時における医療救護に関する協定	災害時における医療救護(健康推進課)
H25.10.16	熊本市桜町3番35号 サントリービバレッジサー ビス 九州営業本部	災害時における救援物資提供に関する協定	災害対応自販機の在庫の無償提供及び飲料水の安定供給
H25.10.24	小林市細野 1899 番地 3 小林商工会議所	災害時における応急対策業務等に関する基本協定	災害時における応急対策業務(被害情報の収集・応急復旧・建設資機材提供・物資供給業務等)
H25.11.7	小林市真方 447 番地 10 小林地区電気工事業協同組合	災害時における応急対策業務等に関する協定	災害時における応急対策業務(被害情報の収集・応急復旧・電機資機材の調達)
H26.2.5	小林市真方 5038 番地 1 社会福祉法人 コスモス会	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時における福祉避難所(福祉課) 陽光の里
H26.3.12	小林市須木下田 1152 番地 社会福祉法人 そうあい	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時における福祉避難所(福祉課) 美穂の里

締結月日	締結先	協定名	内 容
H26.3.12	小林市堤 4380 番地 社会福祉法人 ときわ会	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時における福祉避難所（福祉課） ひなもり園
H26.3.18	小林市野尻町三ヶ野山 4336 番地 74 社会福祉法人 敬愛会	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時における福祉避難所（福祉課） きりしまの園
H26.3.19	小林市南西方 7745 番地 4 生駒名水 株式会社	災害時におけるミネラルウォーター供給に関する協定	災害時における飲料水の提供
H26.3.20	小林市細野 1750 番地 株式会社 クリーン・アクア・ビバレッジ	災害時におけるミネラルウォーター供給に関する協定	災害時における飲料水の提供
H26.12.1	小林市細野 2194 番地 1 株式会社 小林衛生公社	下水道施設の災害に伴う応援協定	災害時における下水道施設の応援業務の協定書
H26.12.19	東京都港区赤坂 9 丁目 7 番 1 号 ヤフー 株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	災害に係る情報発信等に関する協定
H27.6.1	小林市内郵便局 ・小林郵便局 ・東方郵便局 ・西小林郵便局 ・小林上町郵便局 ・須木郵便局 ・野尻郵便局 ・紙屋郵便局 ・栗須郵便局	災害発生時における小林市と小林市内郵便局の協力に関する協定	災害発生時における避難者リストなどの情報共有、郵便局ネットワークを活用した広報などに関する協定
H28.3.16	宮崎市高千穂通 2 丁目 1 番 16 号 西日本電信電話株式会社 宮崎支店	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	災害発生時における避難者の通信手段の確保
H28.9.8	熊本市南区馬渡 2 丁目 9 番 13 号 株式会社 ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害発生時におけるコピーの許諾、備蓄用ゼンリン地図の提供、web地図の利用ID付与
H28.9.8	新潟市南区清水 4501 番地 1 NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	災害発生時における物資の供給、運搬、 (食料品以外)
H29.10.18	北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号 株式会社 ナフコ	災害時における物資供給に関する協定	災害発生時における物資の供給、運搬、 (一部の食料、飲料水含む)
H30.2.2	都城市姫城町 33 街区 5 号 九州電力 株式会社 都城配電事業所	災害復旧に関する覚書	災害発生時における被災情報の収集・提供、災害復旧時の施設の提供等の協力

締結月日	締結先	協定名	内 容
H30.10.3	小林市堤 2173 番地 1 社会福祉法人 日章福祉 会 日章野菊の里障害者支 援センター	災害発生時における福 祉避難所の設置運営に 関する協定	災害発生時における福祉避 難所(福祉課) 日章野菊の里 障害者支援センター
H31.2.22	小林市水流迫 852 番地 1 医療法人浩然会 内村病院	災害発生時における福 祉避難所の設置運営に 関する協定	災害発生時における福祉避 難所(福祉課) 内村病院
H31.3.22	宮崎市別府町 3 番 1 号 宮崎日赤会館 2 階 一般社団法人 宮崎県産業廃棄物協会	災害時における廃棄物 の処理等に関する協定	災害廃棄物の撤去、収集・ 運搬、処分
H31.3.22	宮崎市日ノ出町 253 番地 宮崎県環境保全事業 連合会	災害時におけるし尿等 の収集運搬に関する協 定	災害時におけるし尿等の収 集運搬に必要な車両の提供 及び人員の確保等
H31.3.22	小林市細野 1560 番地 2 宮崎県畳工業組合 小林支部	災害時における畳の供 給協力に関する協定	避難所等で利用するための 畳の提供、運搬、回収
R2.5.1	小林市細野 2194 番地 1 株式会社 小林衛生公社	新型コロナウイルス感染症 対策等における電解次亜 水供給に関する協定	新型コロナウイルス感染症対 策等における電解次亜水供 給
R2.7.22	宮崎市大字芳士 2345 番地 17 一般財団法人九州電気 保安協会宮崎支部	災害時における電気の 保安に関する協定	災害時における保安業務の 実施し、公共施設等の迅速・ 適切な機能維持復旧を行う。
R2.7.22	宮崎市高千穂通 1 丁目 5 番 35 号グラン高千穂1F 宮崎県行政書士会	大規模災害時における 行政手続き相談等に関 する協定	災害発生時に諸手続きに精 通している行政書士と共同し 行政手続き相談等に対応す る。
R2.8.25	小林市細野 2719 番地 3 一般社団法人 小林えびの西諸歯科医師 会	災害時における歯科 医療救護活動に関する 協定(小林市・えびの 市・高原町)	災害時に市町が歯科医師会に対 して行う協力要請及び歯科医師 会が行う歯科医療救護活動を迅 速かつ適切に実施する。
R2.10.22	小林市野尻町三ヶ野山 3204 番地 1 株式会社 NIPPO 宮崎統括 事務所 西諸合材工場	大規模災害発生時にお ける対策物資提供に関 する協定	大規模災害が発生した場合 又はそのおそれがある場合 に、社会貢献活動の一環とし て実施する物品提供を行う。

締結月日	締結先	協定名	内 容
R2.11.5	宮崎市祇園2丁目78番地 株式会社 テレビ宮崎	防災パートナーシップ に関する協定	災害が発生し又は発生するお それがある場合に迅速に災害 及び防災に関する情報を周知 する。
R3.8.2	小林市堤 2950 番地 生活介護事業所 ふれあいの里	災害発生時における福 祉避難所の設置運営に 関する協定	災害発生時における福祉避 難所(福祉課)
R3.8.2	小林市堤 119 番地 1 児童療育センター ほのぼの園	災害発生時における福 祉避難所の設置運営に 関する協定	災害発生時における福祉避 難所(福祉課)
R3.8.2	小林市細野 2833 番地 2 児童発達支援センター ぴゅあはーと	災害発生時における福 祉避難所の設置運営に 関する協定	災害発生時における福祉避 難所(福祉課)
R3.9.1	小林市北西方 115 番地 障害者支援施設 ありの実園	災害発生時における福 祉避難所の設置運営に 関する協定	災害発生時における福祉避 難所(福祉課)
R4.2.1	小林市真方 124 番地 宮崎県立小林こすもす 支援学校	福祉避難所として宮崎 県立小林こすもす支援 学校高等部を使用する ことに関する協定	災害発生時における福祉避 難所(福祉課)
R4.2.16	小林市水流迫 223 番地 4 株式会社 ダイナム 宮崎小林店	災害時等での施設利用 の協力に関する協定	災害発生時における被災者の 安全確保のため、車中避難者 の一時的な避難場所として店 舗が指示する指定のスペース (駐車場等)を提供する。
R4.7.7	小林市野尻町東麓 1163 番地 2 野尻町管水道工事業 協同組合	災害時における水道施 設の応急復旧に関する 協定	災害により水道施設に被害 が発生した場合、早期の応 急復旧活動を行う。(上下水 道課)
R4.12.14	宮崎市高千穂通 2 丁目 1 番 16 号 西日本電信電話株式会社 宮崎支店	災害時における相互連 携に関する協定	平時における相互の連絡体 制の確立及び情報共有を図 り、災害発生時には早期の 通信障害復旧を行う。
R5.3.29	小林市野尻町東麓 1163 番地 2 野尻町商工会	災害時における応急対 策業務等に関する協定	災害時における応急対策業 務(被害情報の収集・応急復 旧・建設資機材提供・物資供 給業務等)

締結月日	締結先	協定名	内 容
R5.3.30	小林市須木中原 1728 番地 すき商工会館 すき商工会	災害時における応急対策業務等に関する協定	災害時における応急対策業務(被害情報の収集・応急復旧・建設資機材提供・物資供給業務等)
R5.7.6	小林市細野 718 番地 1 小林アマチュア無線クラブ	災害時における非常通信による情報収集等に関する協定	アマチュア無線以外の通信手段が使えなくなった場合、電波法に基づく非常無線通信を使い、早期復旧を図る。
R5.7.13	小林市細野 1977 番地 3 小林地区遊技業組合	災害時等での施設利用の協力に関する協定	災害発生時における被災者の安全確保のため、車中避難者の一時的な避難場所として店舗が指示する指定のスペース(駐車場等)を提供する。
R5.9.29	小林市細野 2014 番地 6 公益社団法人隊友会 宮崎県隊友会 小林支部	災害時における隊友会との協力に関する協定	災害時等における情報収集、救援活動、避難所運営、瓦礫の撤去、物資の配分等の補助業務についての協力
R5.9.29	小林市野尻町東麓 1064 番地 6 公益社団法人隊友会 宮崎県隊友会 野尻支部	災害時における隊友会との協力に関する協定	災害時等における情報収集、救援活動、避難所運営、瓦礫の撤去、物資の配分等の補助業務についての協力

C 防災組織等

C-1 通常の災害時における動員計画

部局	課	予備配備 要員数	警戒配備 要員数	非常配備 要員数	特別非常配備 要員数
総務部	総務課		1	1	全職員
	財政課			1	
	危機管理課	3	4	5	
	管財課	2	3	6	
総合政策部	企画政策課 (健康都市推進室含む)	1	2	3	
	地方創生課	1	1	3	
経済建設部	農業振興課	1	2	3	
	畜産課		1	2	
	商工観光課			2	
	建設課	2	7	14	
市民生活部	市民課			2	
	生活環境課		1	2	
	税務課			2	
	ほけん課	1	2	3	
健康福祉部	福祉課		2	4	
	長寿介護課		1	3	
	健康推進課		2	4	
	こども課		1	2	
須木庁舎	地域振興課及び 住民生活課	2	8	10	
野尻庁舎	地域振興課	2	6	11	
	住民生活課		2	4	
	会計課			1	
議会事務局				1	
教育部	学校教育課		2	3	
	社会教育課		1	3	
	スポーツ振興課		2	3	
	農業委員会事務局			1	
上下水道局	上下水道課	3	6	10	
消防団			15	532	532
合計		18	72	641	—

※ 各配備要員数は、各部局・課長等の判断で増減できる。

また、避難所運営要員が不足する場合は、各配備要員を減員し、避難所運営要員の確保に努める。

C-2 防災関係機関連絡窓口

機 関 名		電話番号	所 在 地
宮崎県	危機管理課	0985-26-7066	宮崎市橘通東 2-10-1
	河川課	0985-26-7184	同上
	小林土木事務所	23-5165	小林市細野 367 - 2
	西諸県農林振興局	23-3164	同上
	小林保健所	23-3118	小林市堤 3020 - 13
	小林警察署	23-0110	小林市堤 2928-1
国土交通省九州地方 整備局宮崎河川国道 事務所	宮崎河川国道事務所	0985-24-8221	宮崎市大工 2-39
	都城出張所河川担当	0986-23-2947	都城市下川東 19-3
	大淀川砂防出張所	42-1364	高原町西麓大迫 1847-1
西諸広域消防本部	警防指令課	23-0234	小林市真方 493
宮崎地方气象台		0985-25-4032	宮崎市霧島 5-1-4
陸上自衛隊	えびの駐屯地	0986-33-3904	えびの市大字大河平 4455-1
	都城駐屯地	0986-23-3944	都城市久保原町 1 街区 12 号
航空自衛隊	新田原基地	0983-35-1121	児湯郡新富町新田
日本赤十字社	宮崎県支部	0985-22-4045	宮崎市別府町 3-1
西諸医師会		23-2113	小林市細野 2234
九州旅客鉄道(株)	宮崎総合鉄道事業部	0985-51-5988	宮崎市東大淀 2-60
宮崎交通(株)	小林営業所	23-3123	小林市細野 2152
西日本電信電話(株)	宮崎支店	0985-26-9013	宮崎市広島 1-5-3
九州電力(株)	宮崎支店	0985-26-9013	宮崎市橘通西 4-2-23
九州電力送配電(株)	都城配電事業所	0986-24-3658	都城市姫城町 33-5
日本通運(株)	小林営業所	23-2151	小林市細野 1946-1
西日本高速道路(株)	宮崎高速道路事務所	0985-89-2535	宮崎市大字富吉針ノ前 1389-1

D 通信・防災無線

D-1 市防災行政無線(280MHz同報系)の概要(基地局一覧表)

(1) 主・副配信局の設置場所

種別	No.	配置先	備考
主配信局	1	小林市役所 危機管理課	3 階
副配信局	2	須木庁舎 地域振興課	2 階
〃	3	野尻庁舎 地域振興課	2 階

(2) 送信局の設置場所

種別	No.	名称	設置場所
送信局	1	東方送信局	小林市東方字木浦木 5993 番地 12
〃	2	ひなもり送信局	小林市細野字山中之前 5739 番地 14

(3) 屋外拡声子局の設置場所

種別	No.	名称	設置場所
子局	1	小林市市民体育館	小林市真方 38 番地 1
〃	2	小林市八幡原市民総合センター	小林市堤 108 番地 1
〃	3	堤農村環境改善センター	小林市堤 3358 番地 3
〃	4	小林市コスモホール	小林市南西方 8565 番地 12
〃	5	環野営農研修館	小林市南西方 8790 番地
〃	6	千歳公民館	小林市南西方 8391 番地
〃	7	南西四区営農研修館	小林市南西方 5772 番地 3
〃	8	大王公民館	小林市細野 4982 番地 1
〃	9	東方研修館	小林市東方 3201 番地 2
〃	10	市営水流迫団地	小林市水流迫 5 番地 1
〃	11	西小林出張所	小林市北西方 1246 番地 6
〃	12	消防団第 3 分団第 10 部詰所	小林市南西方 5165 番地 7
〃	13	永久津公民館	小林市北西方 4529 番地 2
〃	14	真方二区営農研修館	小林市真方 6789 番地 4
〃	15	細野地区高齢者コミュニティーセンター南部いろり村	小林市細野 4098 番地 1
〃	16	小林総合運動公園	小林市南西方 2085 番地
〃	17	緑ヶ丘公園	小林市南西方 2085 番地
〃	18	小林市文化会館	小林市駅南 232 番地
〃	19	原地区集会施設	小林市須木中原 1880 番地
〃	20	下田地区農業構造改善センター永田館	小林市須木下田 1244 番地 1
〃	21	高齢者コミュニティーセンター 城山館	小林市須木下田 662 番地 1
〃	22	奈佐木地区多目的研修集会施設	小林市須木奈佐木 4214 番地 1

種別	No.	名称	設置場所
〃	23	内山地域福祉センター	小林市須木内山 5203 番地 1
〃	24	野々崎市有地	小林市野尻町三ヶ野山 2292 番地 18
〃	25	小林市立栗須小学校	小林市野尻町三ヶ野山 4136 番地 1
〃	26	野尻町農村環境改善センター	小林市野尻町三ヶ野山 4336 番地 55
〃	27	野尻庁舎	小林市野尻町東麓 1183 番地 2
〃	28	旧紙屋保育園跡地	小林市野尻町紙屋 1838 番地
〃	29	新村公民館	小林市野尻町紙屋 832 番地 6

(4) 戸別受信機(防災ラジオ)

種別	設置場所	台数(予備含む)
戸別受信機	一般世帯	15,000 台
〃	公共・学校施設、病院・福祉施設、宿泊施設	400 台
戸別受信機(聴覚障がい者)	一般世帯	200 台

D-2 市防災行政無線(移動系)の概要

(1) 移動系(IP502H)の設置場所

種別	No.	配置先	備考
指令局	1	小林市役所 危機管理課	据置型
移動局	1	小林市消防団 本部指令車	車載型(消防車)
〃	2	小林市消防団 本部資機材車	〃
〃	3	小林市消防団 第1分団第1部	〃
〃	4	小林市消防団 第1分団第4部	〃
〃	5	小林市消防団 第1分団第5部	〃
〃	6	小林市消防団 第2分団第2部	〃
〃	7	小林市消防団 第2分団第3部	〃
〃	8	小林市消防団 第2分団第12部	〃
〃	9	小林市消防団 第3分団第9部	〃
〃	10	小林市消防団 第3分団第10部	〃
〃	11	小林市消防団 第3分団第11部	〃
〃	12	小林市消防団 第4分団第6部	〃
〃	13	小林市消防団 第4分団第7部	〃
〃	14	小林市消防団 第4分団第8部	〃
〃	15	小林市消防団 第4分団第15部	〃
〃	16	須木庁舎 (消防団本部車)	〃
〃	17	小林市消防団 第5分団第1部	〃
〃	18	小林市消防団 第5分団第3部	〃
〃	19	小林市消防団 第6分団第4部	〃
〃	20	小林市消防団 第6分団第6部	〃
〃	21	小林市消防団 第7分団第5部	〃
〃	22	小林市消防団 第7分団第7部	〃
〃	23	野尻庁舎 (消防団本部車)	〃
〃	24	小林市消防団 第8分団第1部	〃
〃	25	小林市消防団 第8分団第1部	〃
〃	26	小林市消防団 第8分団第2部	〃
〃	27	小林市消防団 第9分団第3部	〃
〃	28	小林市消防団 第9分団第4部	〃
〃	29	小林市消防団 第10分団第5部	〃
〃	30	小林市消防団 第10分団第6部	〃
〃	1~8	小林市役所 危機管理課	携帯型
〃	1	須木庁舎 地域振興課	〃
〃	1~2	野尻庁舎 地域振興課	〃
〃	1~3	西諸広域行政事務組合中央消防署	〃

種別	No.	配置先	備考
移動局	1～2	西諸広域行政事務組合須木分遣所	携帯型
〃	1～2	西諸広域行政事務組合野尻分遣所	〃
〃	1～26	小林市消防団 幹部	〃
〃	1～5	小林市消防団 第1分団第1部	〃
〃	〃	小林市消防団 第1分団第4部	〃
〃	〃	小林市消防団 第1分団第5部	〃
〃	〃	小林市消防団 第2分団第2部	〃
〃	〃	小林市消防団 第2分団第3部	〃
〃	〃	小林市消防団 第2分団第12部	〃
〃	〃	小林市消防団 第3分団第9部	〃
〃	〃	小林市消防団 第3分団第10部	〃
〃	〃	小林市消防団 第3分団第11部	〃
〃	〃	小林市消防団 第4分団第6部	〃
〃	〃	小林市消防団 第4分団第7部	〃
〃	〃	小林市消防団 第4分団第8部	〃
〃	〃	小林市消防団 第4分団第15部	〃
〃	〃	小林市消防団 第5分団第1部	〃
〃	〃	小林市消防団 第5分団第3部	〃
〃	〃	小林市消防団 第6分団第4部	〃
〃	〃	小林市消防団 第6分団第6部	〃
〃	〃	小林市消防団 第7分団第5部	〃
〃	〃	小林市消防団 第7分団第7部	〃
〃	〃	小林市消防団 第8分団第1部	〃
〃	〃	小林市消防団 第8分団第2部	〃
〃	〃	小林市消防団 第9分団第3部	〃
〃	〃	小林市消防団 第9分団第4部	〃
〃	29	小林市消防団 第10分団第5部	〃
〃	30	小林市消防団 第10分団第6部	〃
〃	1～16	小林市災害対策本部	〃

D-3 水防信号

(1) 水防法第 20 条の規定による水防信号

水防信号	内 容
警戒信号（水防第 1 信号）	はん濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防団（消防団）幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの
出動信号（水防第 2 信号）	水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
協力信号（水防第 3 信号）	当該水防管理団体（市）の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
避難信号（水防第 4 信号）	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

(2) 警鐘信号・サイレン信号

	警鐘信号	サイレン信号
(水防第 1 信号) 警戒信号	○休止○休止○休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第 2 信号) 出動信号	○○○ ○○○ ○○○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第 3 信号) 協力信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第 4 信号) 避難信号	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 約 5 秒 ○ 休止 ○ 休止

(備考)

1. 信号は適宜の期間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
3. 危険がなくなったときは、口頭伝達により周知させる。